

診療所の承継・開業支援補助事業に関する活用意向調査について

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

お知らせ

- このたび、岐阜県では、国の補助制度（下記）を活用して承継・開業を予定する診療所を把握するため、県内診療所に対し、調査を実施します。
- 本補助制度の活用を希望される方は、下記選定基準（選定基準「ウ」を除く）を満たした段階で、以下の報告期限までに、県に対して必要な資料を提出してください。

【募集期限】

1次募集：令和8年2月9日（月）まで

回答フォーム 2 次元コード



2次募集：令和8年8月31日（月）まで

【回答方法】

原則、次の回答フォーム（Logo フォーム）により回答

URL : <https://logoform.jp/form/T8mB/1394305>

※ 上記回答フォームで回答できない場合は、提出資料をメール又はファックスで提出

【提出先】メール : c11230@pref.gifu.lg.jp

FAX : 058-278-2871

【提出資料】

様式1、2（回答フォームを利用する場合は、様式1の提出は不要。様式2をフォーム内で添付してください。）

※ 様式データは以下のホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/473498.html>

- 本制度について不明な点は、県へお尋ねください。

（岐阜県 医療福祉連携推進課 医療人材確保係 電話 : 058-272-8879）

留意事項

1. 対象となる診療所の選定基準は、「（既存の診療所が）廃止となった場合、地域住民への医療提供体制に大きな影響が生じる診療所」として、次の要件をいずれも満たすものに限ります。

ア 原則として当該診療所からおおむね半径2kmの区域内に、代替となる医療機関がないこと。

※ 具体的には、①代替可能な主要な診療科（専門研修基本領域）を標榜する医療機関がないこと、②承継後も当該診療科を標榜すること等を勘案し個別に検討

イ 原則として当該診療所を中心として概ね半径2kmの区域内に一定以上の人口（目安として250人以上）があること

ウ 市町村長が地域住民の医療を将来的に確保する観点から当該診療所の存続が必要と認めていること（県から市町村に照会して確認します）

エ 保険医療機関であること

オ 国補助制度上認められた日以降に承継・開業を行ったか、承継・開業の予定時期が今後2年以内（R8, R9）で具体的に確定していること

カ 名義変更（法人化等）でなく実質的な管理者の承継が行われていること

2. 対象となる診療所は、①県の地域医療対策協議会及び保険者協議会での協議を踏まえて決定すること、②全国から提出された事業から国が予算の範囲内で採択すること、③補助金に係る県予算が県議会で議決されることが必要となることから、申請があった診療所を全て補助対象とすることを確約するものではありません。

補助制度の概要

①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助

| | |
|------|--|
| 基準面積 | 診療部門 ・無床の場合 160m ² ・有床の場合（5床以下） 240m ² ・有床の場合（6床以上） 760m ² 診療部門と一体となった医師・看護師住宅 80m ² |
| 補助率 | 1/2（負担割合：国1/3 県1/6 事業者1/2） |

②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助

| | |
|-------------|----------------------------|
| 基準額（1か所当たり） | 医療機器購入費 16,500千円 |
| 補助率 | 1/2（負担割合：国1/3 県1/6 事業者1/2） |

③地域への定着支援事業

承継又は開業後の一定期間の地域への定着支援

| | |
|-----|--|
| 基準額 | 診療日数1～129日 6,200千円+（71千円×実診療日数） 診療日数130～259日 6,200千円+（77千円×実診療日数） 診療日数260日以上 6,200千円+（87千円×実診療日数） 等 |
| 補助率 | 2/3（負担割合：国4/9 県2/9 事業者1/3） |

対象診療所の選定の流れ

1. 本照会により、補助事業活用意向のある診療所を把握
2. 県において補助対象となる診療所を、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上選定
3. 県において補助金に係る予算措置のために必要な手続を実施
4. 診療所から必要な資料の提出を受けた後、県から厚生労働省へ事業計画書を提出
(1次募集は令和8年5月頃まで、2次募集は令和9年5月頃までの実施を想定)

参考（補助事業創設の経緯等）

令和6年12月25日に厚生労働省から示された「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の一つとして、「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」が先行実施することとされ、令和8年度国当初予算において要求されている。

岐阜県においては、令和7年10月に実施した「診療所の承継に関する調査」の結果を踏まえ、県地域医療対策協議会、保険者協議会への協議を経て上記選定基準を策定した。

なお、補助事業に関する岐阜県の「重点医師偏在対策支援区域」は、支援対象となる診療所の診療圏（診療所を中心におおむね半径2km圏内）としている。